

17. 13 シリーズ7 タイプ(k) 試験規定

17. 13. 1 試験7(k): 1. 6物品の積み重ね試験

17. 13. 1. 1 はじめに

この試験は、危険等級1. 6候補物品の爆轟が、運搬に供される条件において、隣接する類似物品の爆轟を起こすかどうかを判定するために用いられる。

17. 13. 1. 2 装置および材料

実験装置は試験6(b)と同じである([16.5.1.2 参照](#))が、密閉はしない。励爆物品にはそれ自身の起爆手段あるいは同等の力の刺激を与える。

17. 13. 1. 3 手順

実験装置は試験6(b)と同じである([16.5.1.3 参照](#))。試験は、初期に受爆薬の爆轟が起こらなければ3回行う。破片のデータ(受爆物品の破片の大きさと数)、証拠板の損傷およびクレーターの大きさが、受爆薬が爆轟したかどうかの判定に用いられる。爆風のデータをこの判定の捕捉に用いることができる。

17. 13. 1. 4 試験判定基準および結果査定方法

積み重ね品中の爆轟が励爆薬から受爆薬に伝播すれば、試験結果は“+”と表示され、その物品は危険等級1. 6には分類されない。受爆物品の反応が無反応、燃焼、爆燃と確認されれば、否定的結果とみなされ、“-”と表示する。